

令和5（2023）年度

とちぎの伝統工芸品新商品開発事業
ブランディングデザイナー派遣事業の手引き

栃木県産業労働観光部工業振興課

目 次

1	事業の概要	1
(1)	申請対象者	1
(2)	支援期間	1
(3)	認定予定件数	1
(4)	事業の仕組み	1
2	申請手続	2
3	支援事業の認定	2
(1)	認定方法	2
(2)	評価基準	2
(3)	ヒアリング面談の実施	2
(4)	認定の時期及び通知	3
(5)	その他	3
4	事業認定後の手続等	3
(1)	派遣決定	3
(2)	状況報告	3
(3)	実績報告	3
(4)	派遣経費の支払い	3
(5)	成果発表	4
5	注意事項	4

2 申請手続

(1) 申請者

申請は、必ず代表者である栃木県伝統工芸品指定製造者が行ってください。

(2) 提出書類

提出する書類は、次のとおりとし、正本1部を提出してください。また、正本をコピーし、控えを1部保管してください。※データでの提出も可

- ・事業計画認定申請書（様式第1）（別紙含む）
- ・事前ヒアリングカルテ
- ・自社で作成しているカタログのデータや印刷物（作成している場合）

(3) 募集期間

令和5（2023）年5月25日（木）～令和5（2023）年6月16日（金）必着

※持参、郵送、FAXまたはメールにて提出ください。

(4) 提出先及び問合せ先

栃木県産業労働観光部工業振興課 地域産業担当（事務局） 担当：木村・江口
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 6F南側

kimurah1901@pref.tochigi.lg.jp（担当木村個人アドレス）

TEL:028-623-3198 FAX:028-623-3945

(5) その他

申請書に不備がないようにお願いします。

応募に際してのご相談は、随時受け付けますので、お気軽にお問合せください。

※直接お越し頂いて相談したい場合には、事前に御連絡ください。

3 支援事業の認定

(1) 認定方法

事業者の認定は、デザイナーと申請者でのヒアリング面談及び選考委員会での評価結果を踏まえて行います。

評価は、提出された認定申請書により行いますが、個別に内容を確認させていただく場合もあります。

(2) 評価基準

ア 活動意欲

本事業を意欲的に、完了まで遂行する意思があること。

イ 活動内容

新しい取組を検討できていること。

ウ 活動計画

事業を期間内に完了する計画をできていること。

エ 将来の展望

既成概念にとらわれない発想力を持っていること。

(3) ヒアリング面談の実施

申請締め切り後、デザイナーによるヒアリング面談を栃木県庁内にて実施します。同日、事業の説明会も行う予定です。応募事業者は必ず出席をしてください。

なお、実施予定日は令和5（2023）年6月20日（火）ですが、申請数によっては複数日に分けて実施をする等、変更の可能性があります。詳細については、別途事務局から申請者へ連絡します。

また、事業計画の認定に係る選考委員会の実施にあたり、追加資料の提出を求めることがありますので、予めご承知おきください。

(4) 認定の時期及び通知

認定は、令和5（2023）年6月下旬以降を予定しています。

認定の可否については、栃木県から認定事業者に直接お知らせします。

(5) その他

提出書類は、事業の認定のためにのみ使用します。事業認定申請書の返却はしませんので御留意ください。

4 事業申請後の手続等

(1) 派遣決定

事業者の認定後、県から認定事業者に対してデザイナーの派遣決定を行います。

また、申請内容について、変更が生じる場合は、予め、変更申請を行い知事の承認を得ることが必要となりますので、事前に事務局へお問合せください。

(2) 状況報告

認定事業者は、デザイナー派遣1回ごとに、活動状況報告書（様式第3）を10日以内に事務局宛て提出してください。

(3) 実績報告

認定事業者は、デザイナーの派遣がすべて終了したあと、10日以内に実績報告書（様式第5）を事務局宛て提出してください。

なお、事業は原則として令和6（2024）年2月中に完了してください。

(4) 派遣経費の支払い

県は、認定事業者から活動状況報告書の提出を受け、活動状況を確認した後、デザイナーへ謝金を支払います。

(5) 成果発表

令和6（2024）年3月中に成果発表会を実施する予定ですので、認定事業者は必ず出席をしてください。なお、事業成果をPRするための動画を県の負担により制作予定ですので、デザイナーと協力の上、制作にあたってください。本動画は事業終了後も利用できますので活用してください。

5 注意事項

以下の点について、御理解いただける場合にのみ、申請をすることができます。

- (1) 本事業は、利益を保証するものではありません。
- (2) デザイナー派遣費用及び事業成果PR動画制作費用以外の経費は、認定事業者負担となります。
- (3) 派遣するデザイナーは来年度以降の認定事業者の事業や経営にも影響しうる中長期的な助言も行うことがあります。ただし、県によるデザイナー派遣事業は単年度の事業となりますので、翌年度以降も派遣事業で得られた成果を継続する場合には、次のいずれかのパターンが考えられます。
 - ・再度デザイナー派遣事業に申請し認定を受ける。
(来年度以降もデザイナー派遣事業を県が行うかどうかは、現時点では確約出来かねます。)
 - ・県のデザイナー派遣事業とは別に、派遣するデザイナーとの関係性を継続する。
(この場合、内容によっては、デザイナーとの間で費用が発生することも考えられます。また、デザイナーとの間で生じたトラブル等については、県は一切の責任を負いかねます。)